

介護予防・日常生活支援総合事業の事業再構築に係る事業見直しについて

1 多様なサービス等の事業新設

No.	事業名	内容・目的	対象者	サービス提供者	実施方法	補助額・委託料	利用回数等	サービス提供時間	利用者負担	ケアマネジメント	事業区分	備考
1	訪問型サービスB（住民主体による支援）	見守り、安否確認、買い物、話し相手、食事の準備、掃除、洗濯、衣類の整理、電球交換、ごみ出し、ごみ分別、草取り等の簡単な生活援助を提供する。 主に住民が主体となって、自立した日常生活を営むうえで必要な生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。	(1)要支援認定者、事業対象者（おおむね半数以上） (2)一般高齢者	(1)市内に所在し、又は拠点を置く団体であること。 (2)次のいずれかに該当する団体であること。 ア 社会福祉法人、イ 特定非営利活動法人、ウ 行政区又は自治会、エ 地域住民が主体となり地域に根ざした活動を行っている団体、オ その他市長が適当と認める団体	補助	補助額（年額） 1 団体当たり ・事業の運営に必要な経費 上限20万円 ・事業の立上げに必要な経費 上限10万円（補助対象事業の開始年度に限る。）	生活支援の内容及び訪問する支援の回数は、地域包括支援センターが作成するケアマネジメント結果に沿って行う。	サービスを提供する住民主体団体が決定する。	サービスを提供する住民主体団体が決定する。	介護予防ケアマネジメントC	介護予防・生活支援サービス事業－訪問型サービス－多様なサービス	
2	通所型サービスB（住民主体による支援）	家に閉じこもりがちな人を対象に、レクリエーション、介護予防体操などを行う。 主に住民が主体となって、高齢者の居場所づくりを行い、利用者の閉じこもりの予防に配慮することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。	(1)要支援認定者、事業対象者（おおむね半数以上） (2)一般高齢者等	(1)市内に所在し、又は拠点を置く団体であること。 (2)次のいずれかに該当する団体であること。 ア 社会福祉法人、イ 特定非営利活動法人、ウ 行政区又は自治会、エ 地域住民が主体となり地域に根ざした活動を行っている団体、オ その他市長が適当と認める団体	補助	補助額（年額） 1 団体当たり ・事業の運営に必要な経費 上限20万円 ・事業の立上げに必要な経費 上限10万円（補助対象事業の開始年度に限る。）	概ね週1回以上	概ね90分以上	食事代など実費のみ	介護予防ケアマネジメントC	介護予防・生活支援サービス事業－通所型サービス－多様なサービス	送迎は、訪問型サービスDにより実施。
3	訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	3～6か月の短期間に、保健・医療の専門職が利用者の居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談、指導を行う。また、自立支援に必要な運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防及び栄養プログラム等のプログラムの実施並びに事業の利用を終了した後もセルフケアマネジメントでできるようサービスを提供することにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。	要支援認定者、事業対象者	旭市と委託契約を締結した介護保険サービス事業者等	委託	委託料 1 人1 回につき 1 1, 2 5 0 円 （事業対象者・要支援1・2 1週に1回程度の利用）	介護予防ケアマネジメントに基づく回数 週1回程度（3～6か月）	1回につき60分程度	無料	介護予防ケアマネジメントA	介護予防・生活支援サービス事業－訪問型サービス－多様なサービス	
4	通所型サービスC（短期集中予防サービス）	要支援者及び事業対象者を対象に、3～6か月の短期間に、保健・医療の専門職が運動・栄養・口腔等の要素を組み合わせたプログラムを集中的に提供する。利用者が生活機能を向上させ自信を取り戻し、自立した日常生活を取り戻すことを支援する。	要支援認定者、事業対象者	旭市と委託契約を締結した介護保険サービス事業者等	委託	委託料 1 人1 回につき ・7, 2 5 0 円（送迎なし） ・8, 2 5 0 円（送迎あり） （事業対象者・要支援1・2 1週に1回程度の利用）	介護予防ケアマネジメントに基づく回数 週1回程度（3～6か月）	1回につき概ね60分（初回及び評価時は概ね90分）	無料	介護予防ケアマネジメントA	介護予防・生活支援サービス事業－通所型サービス－多様なサービス	送迎は、訪問型サービスDにより実施。
5	訪問型サービスD（移動支援）	通所型サービスB、通所型サービスC、介護予防教室又は通いの場等の利用者を実施場所まで送迎する。 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるようにするために、外出機会の確保及び社会参加の促進を図ることにより、介護予防及び自立支援を推進することを目的として、身体的要因、住環境要因、交通環境要因等により移動困難な者の輸送を行う。	通所型サービスB、通所型サービスC、介護予防教室又は通いの場等の利用者で、介護予防ケアマネジメントにより事業の利用が必要と認められた人	(1)福祉有償運送登録事業者 (2)通所介護を運営する社会福祉法人等	補助	補助額（年額） (1)送迎コーディネーター人件費：104,000円×1週間当たりの事業実施日数 (2)通信運搬費：1台当たり25,000円×実施日に同時稼働する台数 (3)燃料費：1台当たり26,000円×実施日に同時稼働する台数 (4)消耗品費：1台当たり12,000円×週当たりの延べ稼働台数 (5)車両任意保険料：1台当たり上限394,000円×（稼働日／365日）	(1)通所型サービスB等実施日の指定送迎時間のみ (2)送迎場所も指定場所に限定		無料	介護予防ケアマネジメントC	介護予防・生活支援サービス事業－訪問型サービス－多様なサービス	（送迎車両） 実施主体の所有車両又は公用車
6	リハビリテーション専門職同行訪問事業	リハビリテーション専門職が地域包括支援センター職員に同行して対象者宅を訪問し、自立した生活を阻害する要因を確認し生活環境を評価するとともに、本人の自立した生活の実現に向けての助言及び支援方針の策定を行い、自立支援の取り組みを推進する。	要支援認定者、事業対象者、一般高齢者	旭市と委託契約を締結した介護保険サービス事業者等	委託	委託料 1 人1 回につき 8, 7 9 0 円	利用者1 名につき原則1 回	1回につき60分程度	無料	－	一般介護予防事業－地域リハビリテーション活動支援事業	事業実施は、地域包括支援センターが調整して行う。

2 通所型サービス単価の見直し

- ・通所介護（従前相当）は、6 か月を超えて利用する場合は単価を8 割に減額する。
- ・リハビリ特化型通所介護事業者は、通所介護（従前相当）単価から通所型サービスA 単価（運動向上デイサービス費・半日）へ変更し減額する。
- ・通所型サービスA 単価（運動向上デイサービス費）は加算を廃止する。

3 通所型サービス（従前の通所介護相当）の総量規制

- ・通所型サービス（従前の通所介護相当）について、当分の間は新規指定を行わないこととする。
（通所型サービス（従前の通所介護相当）は、地域支援事業交付金事業費上限額の超過の要因ともなっており、既存事業所によるサービス提供でサービス量は既に充足していると判断できるため。）

4 介護予防ケアマネジメントの細分化

- ・現状は原則的な介護予防ケアマネジメントの1 種類のみの設定だが、3 種類に増やしてケアマネジメントのプロセスに適合するものを実施する。
①ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）、②ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）、③ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

